

要 請 事 項

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための財政措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を、また、平成30年3月には「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

■ 費用

- （参考）公設施設における平成30年9月現在の修繕工事費所要額概算：

約550,000千円

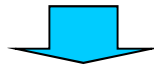
■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

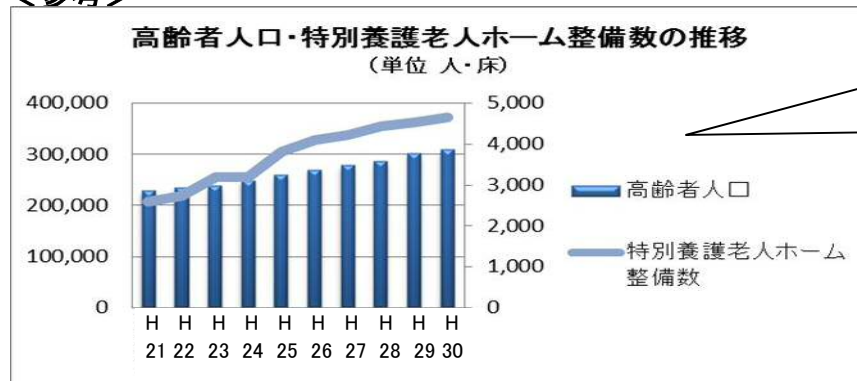
平成31年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	40年	60人	
みかど荘	38年	73人	
太陽の園	35年	66人	
柿生アルナ園	33年	80人	
幸風苑	32年	60人	
和楽館	31年	60人	
長沢壮寿の里	31年	53人	指定管理
あさおの丘	30年	70人	
桜寿園	28年	74人	
虹の里	27年	108人	
多摩川の里	26年	84人	指定管理
すみよし	25年	84人	指定管理
こだなか	25年	50人	指定管理
金井原苑	24年	98人	
菅の里	23年	80人	
すえなが	23年	104人	
大師の里	21年	50人	
しおん	21年	25人	
ひらまの里	20年	84人	指定管理



課題：施設の老朽化への対応

<参考>



- ・高齢者人口の増加
- ・施設整備の必要性
⇒ 整備の推進

「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営について、地域の実情を反映したものとなるよう、財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 本市では、年少人口の増加が当面見込まれるなか、少子化・核家族化や育児情報の氾濫に伴う育児不安や、共働きの増加など救急医療への潜在的需要が増大していること、及び夜間救急を担う小児科医の不足に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実に向けた取組が求められています。
- 現在、小児の初期救急については休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等に係る診療報酬の水準は、平成30年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

令和元年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	524,559	国庫補助金 16,354 、県補助金 21,383 使用料 1,581 、一般財源 485,241
市立病院の小児救急医療経費	349,090	医業収益 304,711 、一般会計繰入金 44,379

川崎市の小児救急医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（7 病院・小児科）

休日二次応需病院（7 病院・小児科）

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急医療体制等の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

小児科医師
の不足

川崎市の人口の推移（各年10月1日現在）

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
川崎区	総人口	219,862	223,378	226,537	229,653	231,530
	うち15歳未満	26,020	26,311	26,280	26,242	26,049
幸 区	総人口	158,663	160,890	162,618	165,974	167,206
	うち15歳未満	20,830	20,544	20,805	21,381	21,638
中原区	総人口	244,363	247,529	251,248	254,156	258,119
	うち15歳未満	31,576	31,878	32,490	32,924	33,539
高津区	総人口	224,710	228,141	229,584	230,507	231,808
	うち15歳未満	30,004	30,142	30,173	30,002	29,977
宮前区	総人口	224,648	225,594	227,375	229,481	231,131
	うち15歳未満	32,488	31,346	31,380	31,443	31,360
多摩区	総人口	214,138	214,158	215,644	216,681	217,941
	うち15歳未満	24,453	23,790	23,647	23,420	23,207
麻生区	総人口	174,659	175,523	176,471	177,238	178,748
	うち15歳未満	23,866	23,718	23,639	23,447	23,511
合 計	総人口	1,461,043	1,475,213	1,489,477	1,503,690	1,516,483
	うち15歳未満	189,237	187,729	188,414	188,859	189,281

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、独立行政法人環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 (各年決算) 単位：千円

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
扶 助 費	154,324	171,411	189,072	195,095	192,249
助成経費	29,325	32,764	29,273	18,464	18,013
合 計	183,649	204,175	218,345	213,559	210,262

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月																								
対象地域	市内全域																								
対 象 者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引き続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし																								
審 査	認定審査を実施																								
助成範囲	本人負担分の一部を助成																								
財源負担	市の全額負担(一般財源)																								
経費総額 及び 対象者数 の推移	経費の推移 (単位：千円)																								
	<table><tr><td>年 度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>扶 助 費</td><td>154,324</td><td>171,411</td><td>189,072</td><td>195,095</td><td>192,249</td></tr><tr><td>助成経費</td><td>29,325</td><td>32,764</td><td>29,273</td><td>18,464</td><td>18,013</td></tr><tr><td>合 計</td><td>183,649</td><td>204,175</td><td>218,345</td><td>213,559</td><td>210,262</td></tr></table>	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	扶 助 費	154,324	171,411	189,072	195,095	192,249	助成経費	29,325	32,764	29,273	18,464	18,013	合 計	183,649	204,175	218,345	213,559	210,262
	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																			
	扶 助 費	154,324	171,411	189,072	195,095	192,249																			
	助成経費	29,325	32,764	29,273	18,464	18,013																			
	合 計	183,649	204,175	218,345	213,559	210,262																			
対象者数の推移 (単位：人)																									
<table><tr><td>年 度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>対象者数</td><td>5,842</td><td>6,149</td><td>6,486</td><td>6,780</td><td>6,979</td></tr></table>	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	対象者数	5,842	6,149	6,486	6,780	6,979													
年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																				
対象者数	5,842	6,149	6,486	6,780	6,979																				
(左軸)経費総額(単位:千円) (右軸)年度末対象者数(単位:人)																									
H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度																									

この要請文の担当課／健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

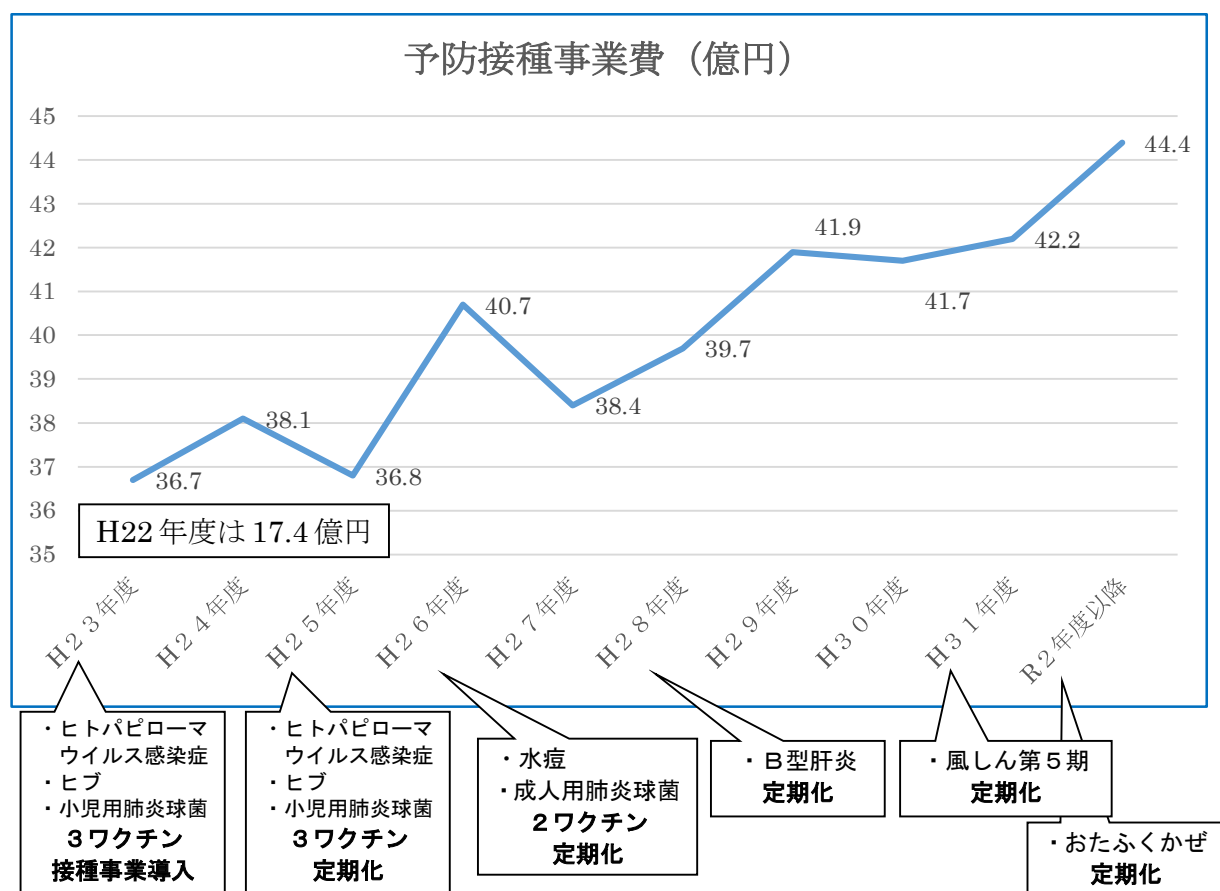
■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度からヒトパピローマウイルス感染症等のワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、平成26年度には水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の2ワクチンが、さらに、平成28年10月にはB型肝炎、平成31年2月には風しんの第5期予防接種が新たに定期予防接種として追加されたところです。また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、定期予防接種としておたふくかぜが追加されることが見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「定期予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時における救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等により更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 定期予防接種にすることで、健康被害発生時に手厚い救済制度を利用することができます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費は24年度実績額による見込み。

**任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額
42.2億円 → 44.4億円**

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化や密集市街地の改善が急務であり、これまで耐震対策等の制度拡充に努めてきました。
- 住宅・建築物等に対する各種施策の取組により、今後も、まち全体の総合的な耐震化を推進するため、制度拡充や継続的かつ十分な財政措置が必要です。
- 本市では、国が指定する「地震時等に著しく危険な密集市街地」を包含した地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。特に火災延焼被害は、国指定の地区に留まらず、被害拡大が想定されているため、自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約71.4億円（国費 約34.2億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約 2.8億円（国費 約 1.3億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約 1.8億円（国費 約 0.9億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約66.8億円（国費 約32.0億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業等

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

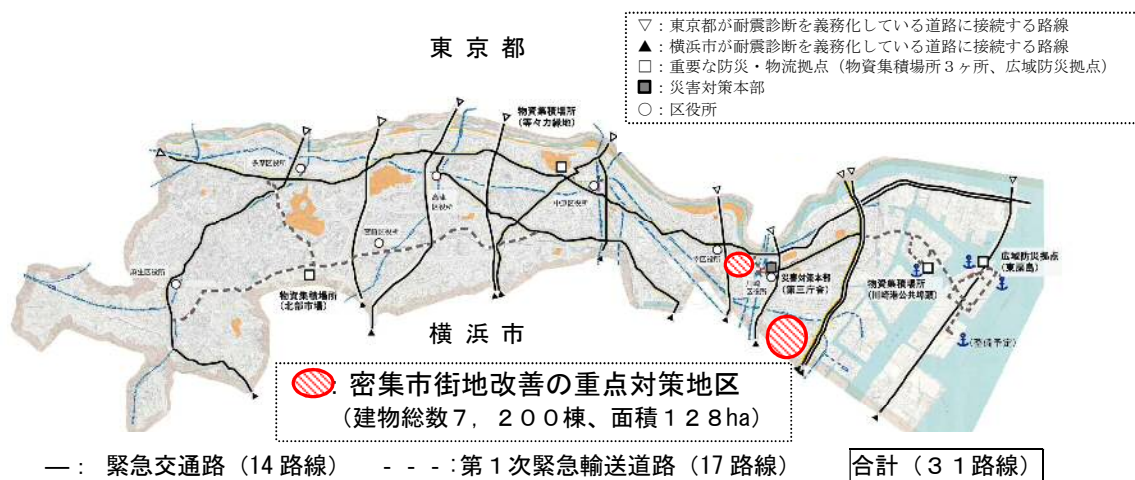
■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を令和2年度末までに95%とする。

（平成30年度末の耐震化率 住宅：92.9% 特定建築物：93.4%）

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和2年度末までに3割減とする。

主な取組

- ・密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅等不燃化推進事業
道路拡幅事業など

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・中野島住宅（1棟 21戸）

■公営住宅ストック改善事業

- ・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全25団地 109棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防・救急無線局（固定）の再整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、これを維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 国の補助金については、補助基準額の改定などにより、令和2年度以降、申請できる可能性が高まりましたので、今後は車両資機材等の更新を見据えた十分な財源等の確保をお願いするとともに、交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合に交付決定を受けられない採択基準の見直しを要望します。
- 特に本市をはじめとした指定都市の消防は、大規模災害発生時には広域的な役割を果たすことから、車両資機材等の整備について、交付税措置ではなく、国庫補助制度の拡充など、国による適切な財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約2.5億円（国庫補助金なし）
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約6.5億円（国庫補助金約9,800万円）

■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業概要	消防庁舎	多摩消防署 栗谷出張所	—	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)
		多摩消防署 宿河原出張所	改築 (本体工事等)	—	—
	消防団施設	中原消防団 住吉分団木月班	—	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)
		中原消防団 住吉分団市ノ坪班	改築 (本体工事等)	—	—
	耐震性貯水槽		新設 (1基 工事)	新設 (1基 設計等)	新設 (1基 工事)
	消防情報通信の高度化		非常用 発電機工事	—	消防指令 システム更新
	消防救急無線固定局等整備		無線設備整備	無線設備整備	—
	合計(概算)		約5.0億円	約2.5億円	約7.3億円

緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業概要	消防自動車等	14台	17台	14台
	救急自動車	4台	4台	4台
	合計(概算)	約5.3億円	約6.5億円	約4.6億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課	TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について検証、見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

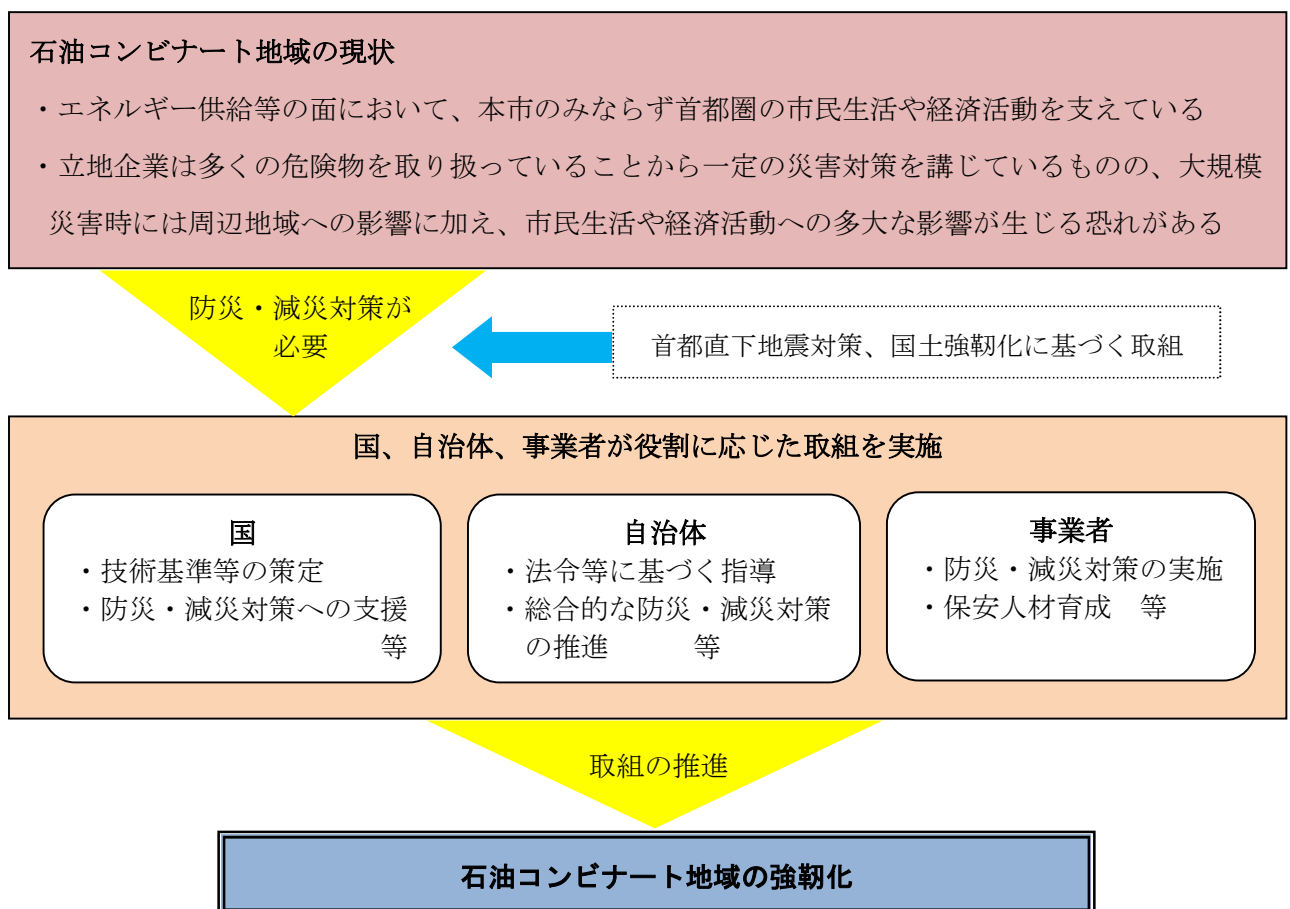
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度など、強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定(平成29年11月改定)し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務企画局危機管理室企画調整担当 TEL 044-200-2478

五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量 50 mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約 20 分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 現在、暫定運用による整備効果の早期発現を目指して工事を進めておりますが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

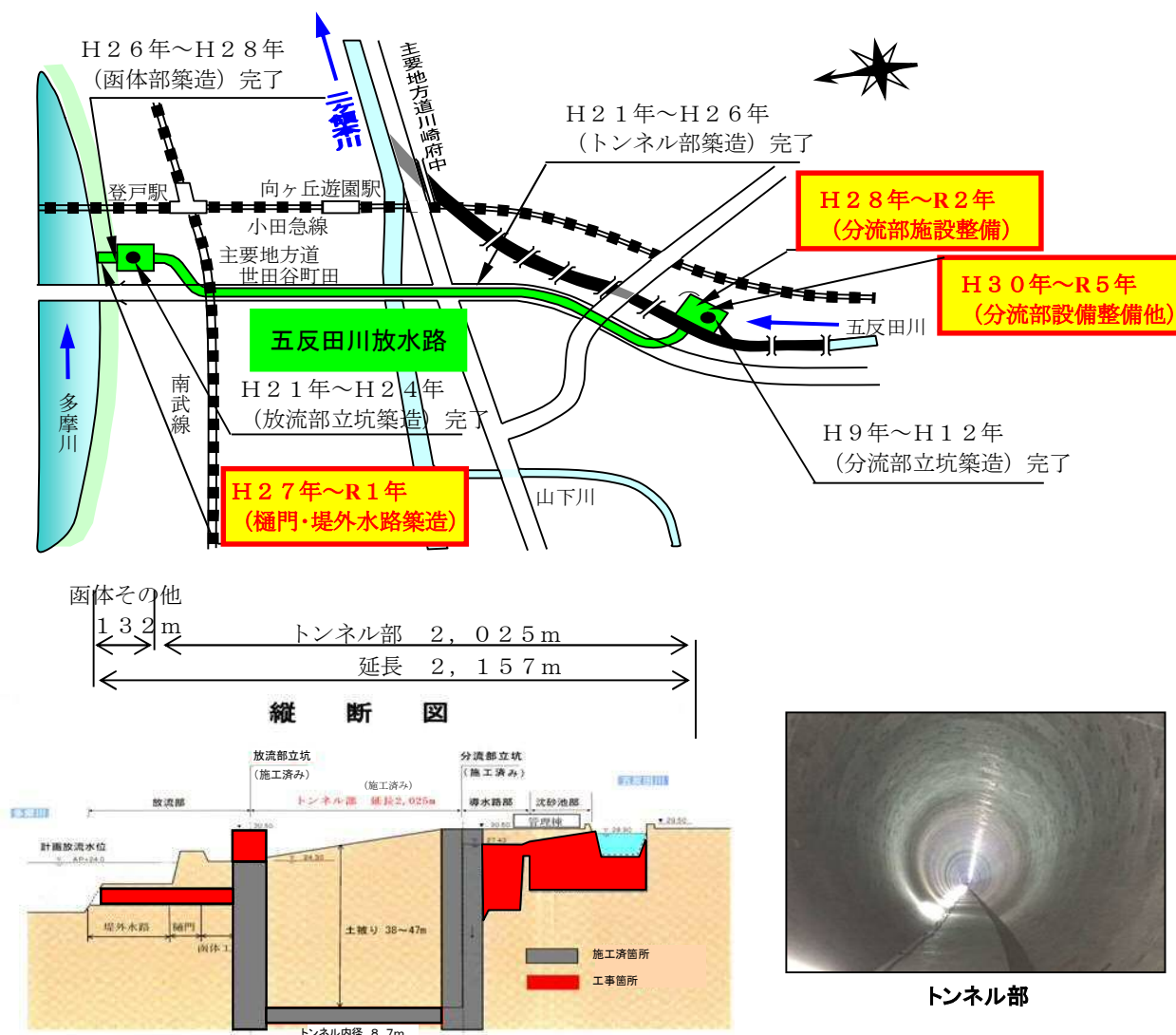
■ 費用

- 総事業費 約 300 億円（国費 約 85.9 億円、県費 約 85.9 億円）
- 令和 2 年度計画事業費 約 21.6 億円
(国費 約 6.2 億円、県費 約 6.2 億円)

■ 効果等

- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量 90 mm対応となります。
- 面積約 341 ha、約 7,100 戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和元年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 今後の事業費の見込み

単位：億円

							暫定運用					完成	
			H27年度 まで	H28年度	H29年度		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
					当初	補正							
事業費	補助	国費	51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	2.6	6.2	4.4	4.4	3.9	85.9
		県費	51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	2.6	6.2	4.4	4.4	3.9	85.9
		市費	51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	2.6	6.2	4.4	4.4	3.9	85.9
		小計	155.4	13.2	9.9	4.2	10.5	7.8	18.6	13.2	13.2	11.7	257.7
	単独	20.7	0.5	2.0		2.7	3.2	3.0	2.6	2.8	4.2	41.7	
	合計	176.1	13.7	16.1		13.2	11.0	21.6	15.8	16.0	15.9	299.4	

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和をすること、及び一級河川平瀬川の施設機能向上に向けた改築工事について、国庫補助事業化をすること。

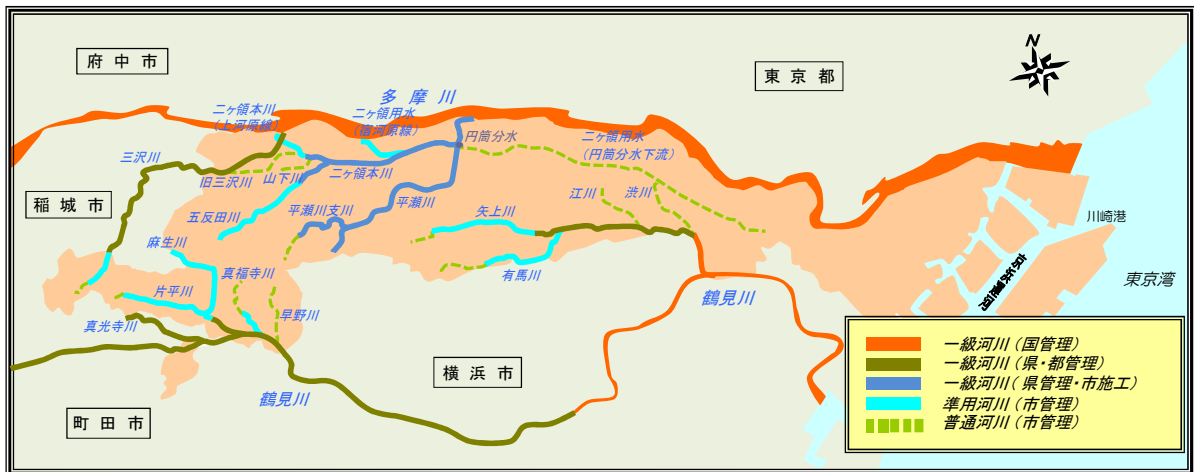
■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38 kmありますが、そのうち、約 6 割が、改修後概ね 40 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 平成 30 年度からは、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
- 現在、施設機能向上について国庫補助事業化に向けた調整を実施しています。

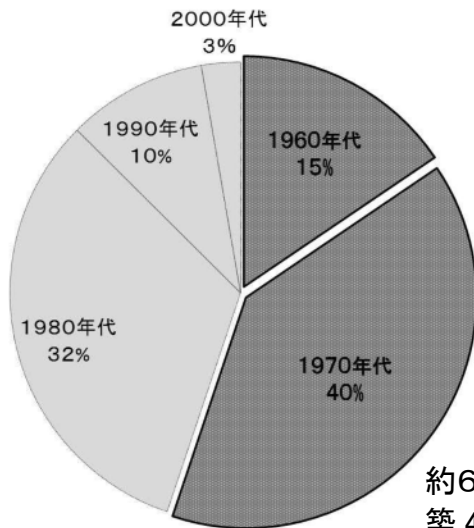
■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化ならびに機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



〔河川整備経過年数〕



約6割(約 21km)が
築 40 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の見違い



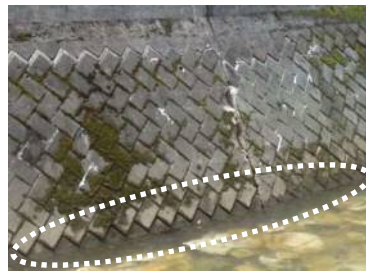
護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕

鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

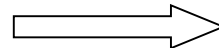


パラペットのズレ(最大 10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため
施設更新を実施



右岸(完成箇所)



左岸(施工中)

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

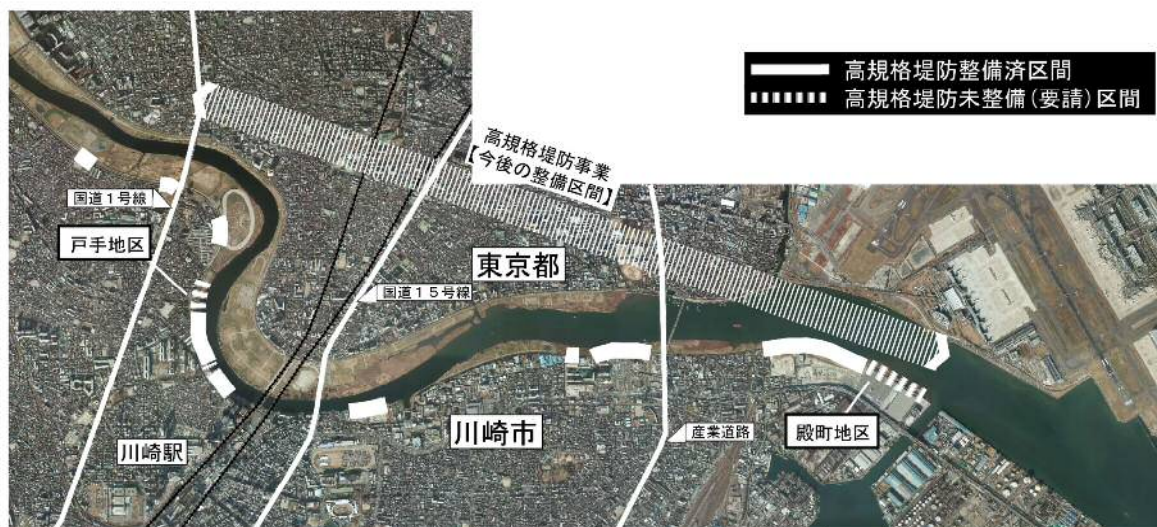
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」、「国家戦略特区」及び「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムの構築に向けて、ゼロエネルギーハウス・ゼロエネルギービル（ZEH・ZEB）、次世代自動車、自動車からの外部給電（VtoX）などの最先端の環境配慮機器等の導入や新たな技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 2 再生可能エネルギーの普及拡大は、持続可能な低炭素社会の構築だけでなく、蓄電池等との組み合わせにより災害時にも有効な自立分散型エネルギーともなることから、今後耐用年数を迎える太陽光発電設備やその付帯設備、また蓄電池等の計画的な更新に向け必要な仕組みを構築し、支援を講ずること。
- 3 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

- 国においては、昨年、エネルギー基本計画の見直しを行い、2030年までに再生可能エネルギーを初めて「主力電源」と位置づけ、最大限導入していく方針を示されたところです。
- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、パリ協定の採択を受け、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき温暖化対策を推進しています。その中では「再生可能エネルギー等の導入と最適利用による低炭素なまち」の実現を目指し、効率的なエネルギー利用や、次世代自動車の導入の推進に加え、災害時にも有効な再生可能エネルギーや蓄電池等の導入によるエネルギーの自立分散を進めているところです。
- また、最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。

川崎市地球温暖化対策推進基本計画 ～CCかわさきエコ暮らし・未来へつなげる 30 プラン～

将来的に目指すべき低炭素社会のイメージ（2030 年のまちの姿）

- エコ暮らし（スマートライフスタイル）が定着し、エネルギーの最適利用などにより、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、気候変動の影響への適応が進み、市民の健康で快適な暮らしや地域経済の活性化が図られている。
- 都市の機能において、エネルギーマネジメントシステムをはじめ、ICT やデータの利活用による創エネ・省エネ・蓄エネの取組が進められるとともに、都市機能がコンパクトに集積し、一人ひとりが豊かさを実感できるスマートなまちづくりが行われている。
- 川崎の強みである環境技術の利活用を通じて、温室効果ガス排出量のさらなる削減を実現している。
- 国際的な環境活動や環境技術の移転を通じ、地球全体での温室効果ガス削減に貢献する取組が活発化している。
- 市民・事業者・行政の各主体がその重要性を認識し取り組むとともに、各主体の連携・協働の取組が一層進んでいる。



この要請文の担当課／環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2956

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント削減の取組について

【環境省・経済産業省】

■ 要請事項

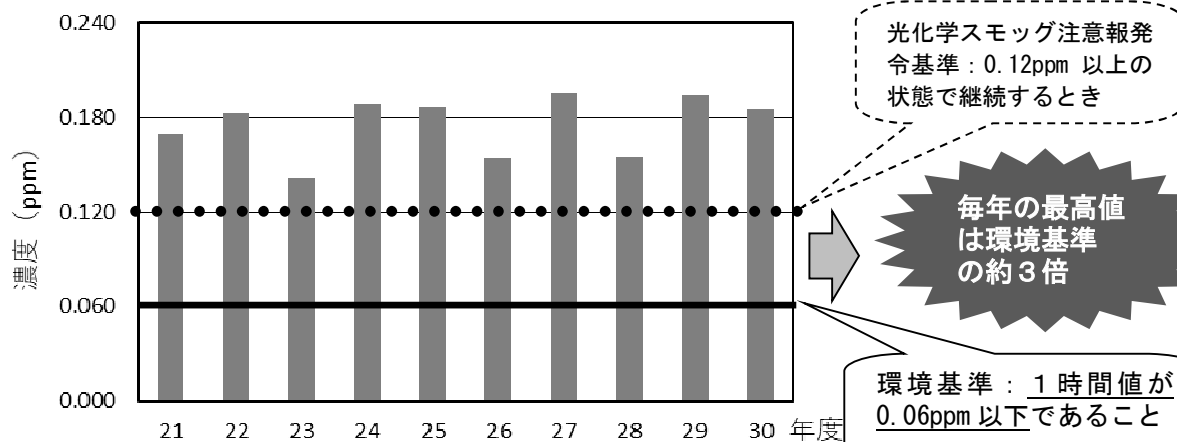
- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについての大気中の挙動や揮発性有機化合物（VOC）由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を引き続き推進すること。
- 4 自動車への燃料給油時のVOC排出抑制のため、給油所側での対策（Stage 2）の普及に向けて、啓発などの燃料小売事業者への支援を実施すること。

■ 要請の背景

- PM2.5につきましては、平成28年度に川崎市内で全測定局において初めて環境基準を達成したところですが、環境基準の継続的な達成に向けて引き続き取り組む必要があります。また、光化学スモッグにつきましては、毎年注意報が発令されている状況にあります。このため、PM2.5や光化学オキシダント対策を検討・推進するため様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、生成機構等を早急に解明する必要があります。
- 発生原因は国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられるため、より効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行う必要があります。また、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、越境汚染を抑制するためにも、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。
- 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十三次答申）（平成29年5月中央環境審議会）」において、業界が自主的取組計画を定めてStage 2の導入を促進することが適当であるとしております。Stage 2の普及のため、更なる啓発を行うとともに、中小・零細の燃料小売事業者にあっては、機器の更新に係る負担が過大であることから、大気環境の保全を目的とした財政措置が必要です。

川崎市における状況

○光化学オキシダントの年度ごとの1時間値の最高値



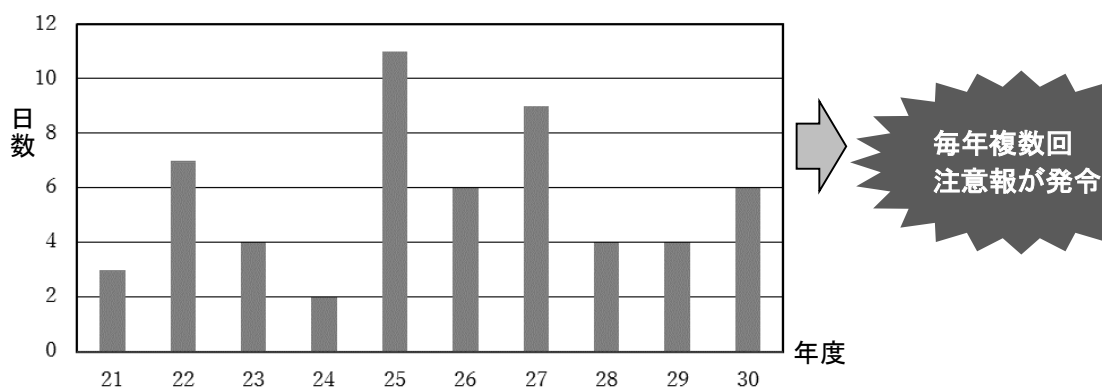
○光化学オキシダント環境基準超過日数

測定局名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
麻生弘法松公園	114日	103日	90日	112日	111日

麻生区の測定局においては、過去5年間では100日程度環境基準を超過している。

年間の約3割は環境基準を超過

○光化学スモッグ注意報の発令日数



川崎市総合計画では、令和3年度までに光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指しています。

廃棄物処理施設整備事業の推進について

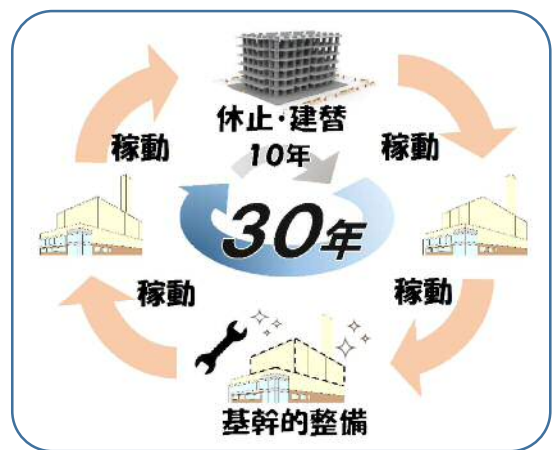
【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター、堤根処理センターの建設及び浮島処理センターの基幹的施設整備に必要な財政措置について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、平成27年度から3処理センター体制に移行し、4か所の敷地を有効利用し、通常3処理センターを稼働、1処理センターを休止、建設中とする体制を構築してきました。
- 処理センターは設備の耐用年数が短くなっていますが、定期的な点検補修と併せて、概ね10～15年ごとに基幹的施設整備工事を実施して長寿命化を図っているところです。3処理センター体制を安定的に推進していくために、処理センターを約30年稼働し、建替えに約10年、全体で約40年のサイクルで計画的に整備を進めています。



《処理センター整備イメージ》

■ 費用

○ 令和2年度計画事業費

橋処理センター整備事業

- ・ 橋処理センター建設工事（7年契約4年次目）

予定額2,006,964千円（国費 約478,801千円）

堤根処理センター整備事業

- ・ 整備計画策定業務委託（3年契約2年次目）

予定額28,380千円（国費 約9,460千円）

- ・ 環境影響評価業務委託（その2）（4年契約2年次目）

予定額5,120千円（国費 約1,470千円）

浮島処理センター基幹的施設整備事業

- ・ 浮島処理センター基幹的設備改良工事（5年契約2年次目）

予定額1,486,000千円（国費 約126,000千円）

橘処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設
600 t／日（200 t／日×3 炉）
- ・ 資源化処理施設
ミックスペーパー 45 t／5 時間

事業年度

- ・ 平成29年度～令和5年度
ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



《橘処理センター完成イメージ図》

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設 540 t／日（180 t／日×3 炉）

事業年度

- ・ 平成29年度～令和3年度 基本計画及び整備計画作成
- ・ 平成30年度～令和4年度 環境影響評価手続
- ・ 令和5年度～令和15年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

浮島処理センター基幹的施設整備事業

施設・処理能力

- ・ 既存ごみ焼却処理施設
900 t／日（300 t／日×3 炉）

事業年度

- ・ 令和元年度～令和5年度
焼却炉、電気設備、ボイラ等の整備工事



《現在の浮島処理センター》

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

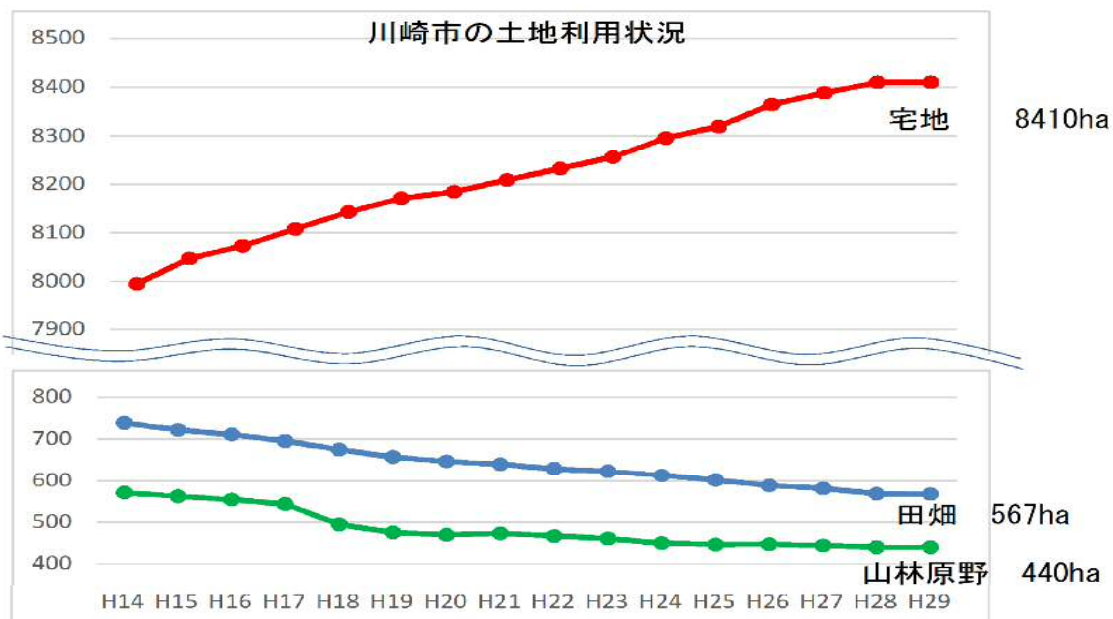
- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっています。
- 本市は、市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約9.2億円（国費 約3.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約7.2億円（国費 約2.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2.0億円（国費 約1.0億円）

■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



里山の風景（黒川海道別緑地保全地区）



市民協働による保全管理活動



緑地保全と斜面安定の両立

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地の整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 今後、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るため、公園内のバリアフリー化に配慮しつつ、施設の整備を進めています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、魅力要素の更なる充実を図り、賑わい創出のために、生物多様性に配慮しつつ整備を進めています。

■ 費用

- | | |
|--------------|------------------|
| ○ 令和2年度計画事業費 | 約4.7億円（国費約2.2億円） |
| ・ 用地取得費 | 約1.2億円（国費約0.4億円） |
| ・ 整備費 | 約3.5億円（国費約1.8億円） |

■ 効果等

- 災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくりや公園のバリアフリー化
- ライフサイクルコストの縮減による適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能や都市景観の向上



生田緑地

生田緑地 初山地区

公園施設の長寿命化（市内一円）



公園における防災機能の向上（市内一円）

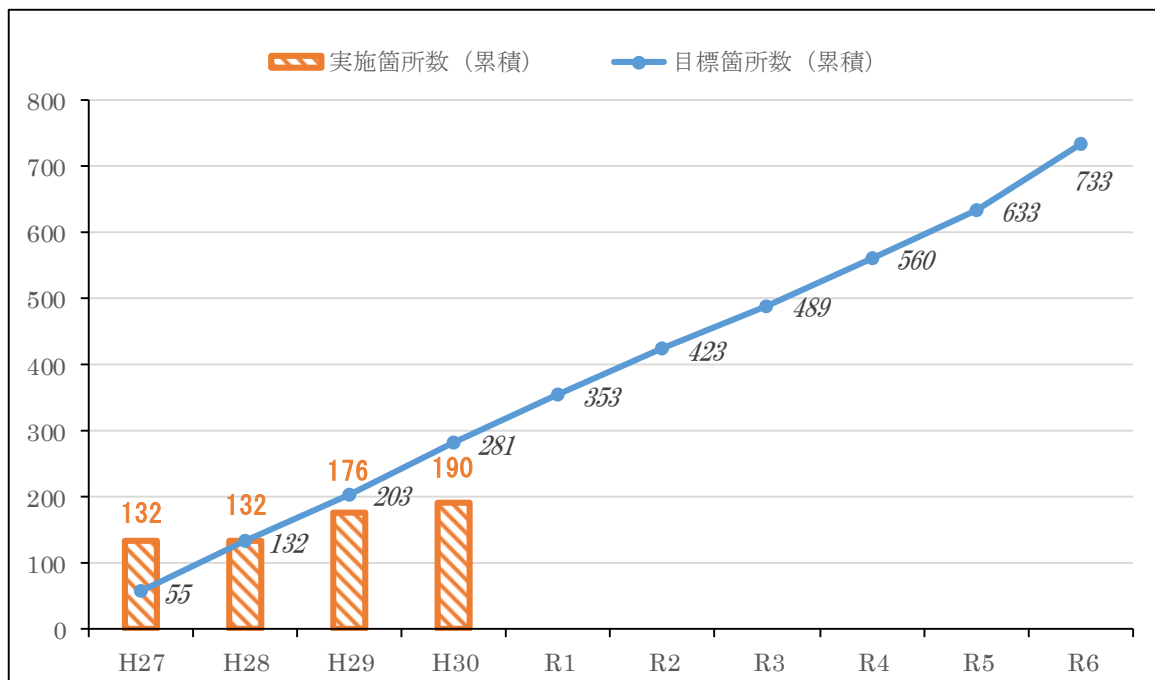


図 公園施設（遊具）の長寿命化実施状況

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場の第1期整備（メインスタンド）、平成28年度に正面広場整備が完了し、引き続き都市景観の形成など、多摩川をはじめとした周辺環境と調和した魅力あるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点の整備を含め、防災機能の強化が求められていることから、災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場を平成28年度から令和2年度の予定で整備しており、引き続き、国の財政支援が必要不可欠となっています。

■ 費用

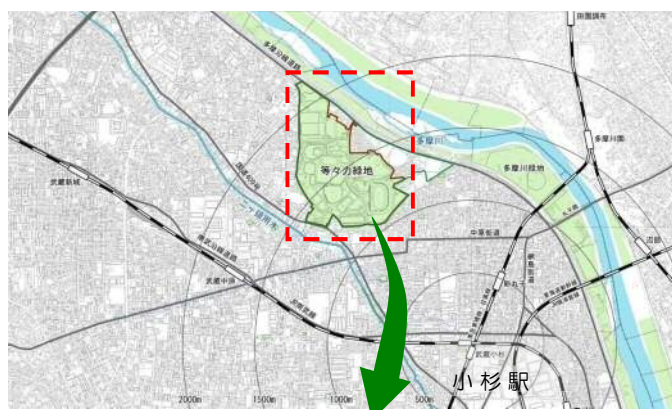
- 令和2年度計画事業費 約24.4億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上による安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地の魅力向上と利用者の利便性の向上
- 市内の産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による地域の賑わいの創出

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。



＜等々力緑地における防災に関する取組＞

硬式野球場整備

《平成 28～令和 2 年度》
広域応援部隊の活動拠点、太陽光発電など



硬式野球場イメージ図

中央園路整備

《令和 2 年度》
硬式野球場への緊急車両進入経路など



陸上競技場第 1 期整備

〔メインスタンド〕
《平成 27 年度完成》



正面広場整備

《平成 28 年度完成》
誘導案内照明など



陸上競技場第 2 期整備

〔サイド・バックスタンド〕
《令和 3 年度～》
応援部隊の活動拠点・太陽光発電など

今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		令和 2 年計画	令和 3 年計画	令和 4 年計画
硬式野球場整備	事業費	約 22.4		
	うち国費	約 7.5		
中央園路整備	事業費	約 2.0		
	うち国費	約 1.0		
陸上競技場 第 2 期整備 等	事業費		約 25.0	約 27.0
	うち国費		約 8.5	約 9.5
合 計	事業費	約 24.4	約 25.0	約 27.0
	うち国費	約 8.5	約 8.5	約 9.5

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 自転車活用推進法に基づくシェアサイクルの適正な導入促進に向けたガイドラインや指針等の整備を行うこと。
- 2 シェアサイクルの導入に伴う公共用地の活用等に関する制度を創設すること。

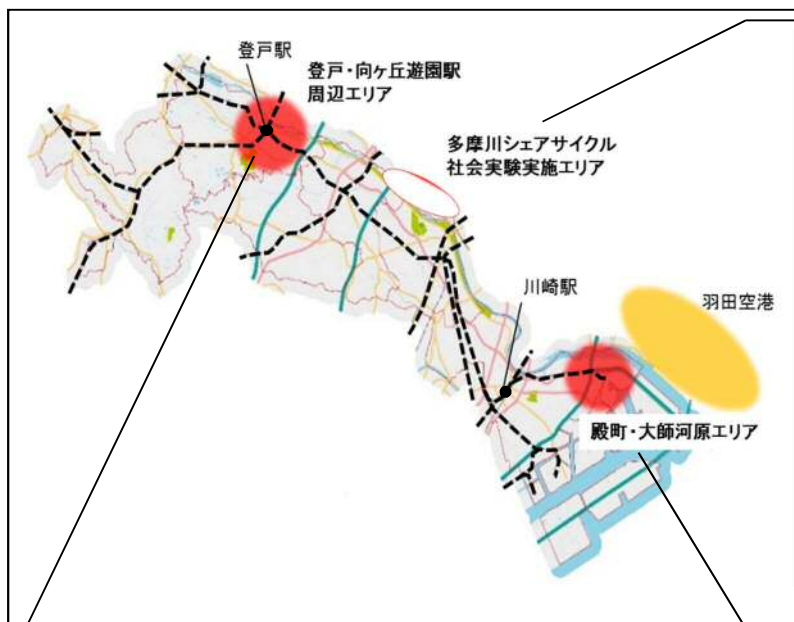
■ 要請の背景

- 本市では、平成30年度より、地域の活性化や放置自転車の抑制などの課題を解決するため、先行実施した「多摩川シェアサイクル社会実験」や、市内約70か所の民間サイクルポートと連携した「川崎市シェアサイクル実証実験」の取組を開始しております。
- シェアサイクルの本格導入に向けては、利用者の利便性の向上や、シェアサイクルの安全な運用のために、官民の役割や運用基準等を定めたガイドライン及び指針の策定が必要となっています。また、公共用地を活用した民間事業者によるポート設置には、関係法令の個別調整が必要となり、多様な公共空間を効率的、効果的に活用するためには、包括的な制度の創設が必要であると考えております。
- 平成30年6月の、「自転車活用推進計画」における、シェアサイクルの普及促進に向けた公共用地等へのサイクルポート設置の在り方について、早期の検討が必要となっています。

■ 効果等

- シェアサイクル導入ガイドラインや指針が策定されることで、一定水準を確保した事業者による市民の利便性の向上に資する安全で快適なシェアサイクルの導入を図ることができます。
- シェアサイクルポート設置における公共用地の活用について、包括的な制度の創設により、効率的で効果的なシェアサイクルの導入が図られます。

川崎市シェアサイクル実証実験等の実施エリア



サイクルポート数：14か所、導入する自転車台数：150台

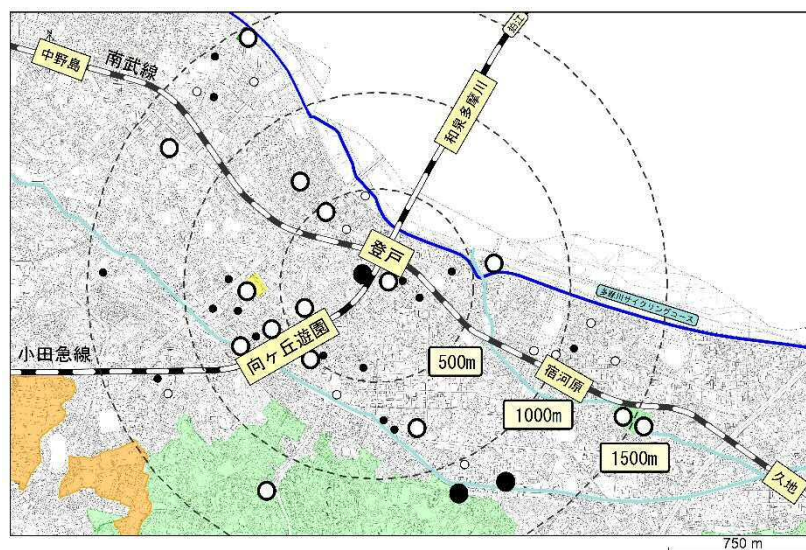
サイクルポート数：7か所、導入する自転車台数：25台

多摩川シェアサイクル社会実験実施エリア



サイクルポート数：10か所、導入する自転車台数：150台

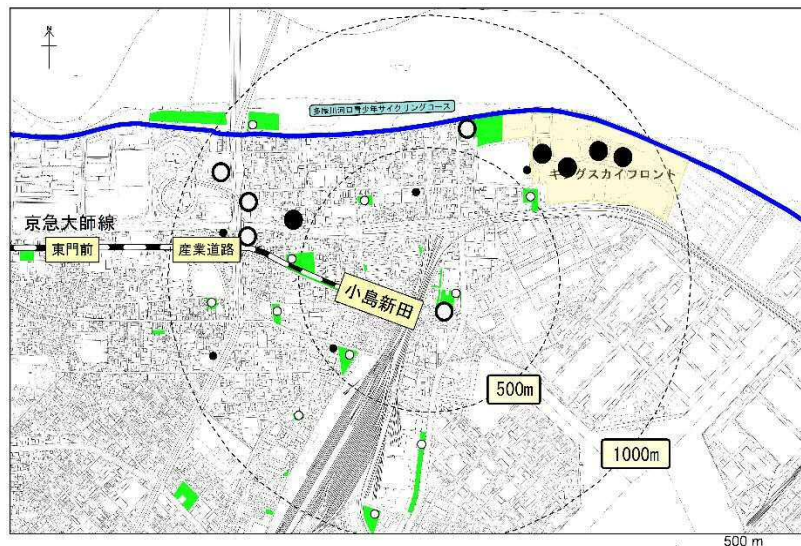
登戸・向ヶ丘遊園駅 周辺エリア



ポート数
18か所
ラック台数
208ラック
自転車台数
150台

凡例
○ 公共用地
● 民間用地
○ 公共用地
(予定地)
● 民間用地
(予定地)

殿町・大師河原 エリア



ポート数
10か所
ラック台数
207ラック
自転車台数
150台

凡例
○ 公共用地
● 民間用地
○ 公共用地
(予定地)
● 民間用地
(予定地)

この要請文の担当課／建設緑政局自転車利活用推進室 TEL 044-200-2769

水道管路更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び経年化した基幹管路の更新を促進することについて、必要な国庫補助制度の採択基準緩和及び財政措置を講ずること。

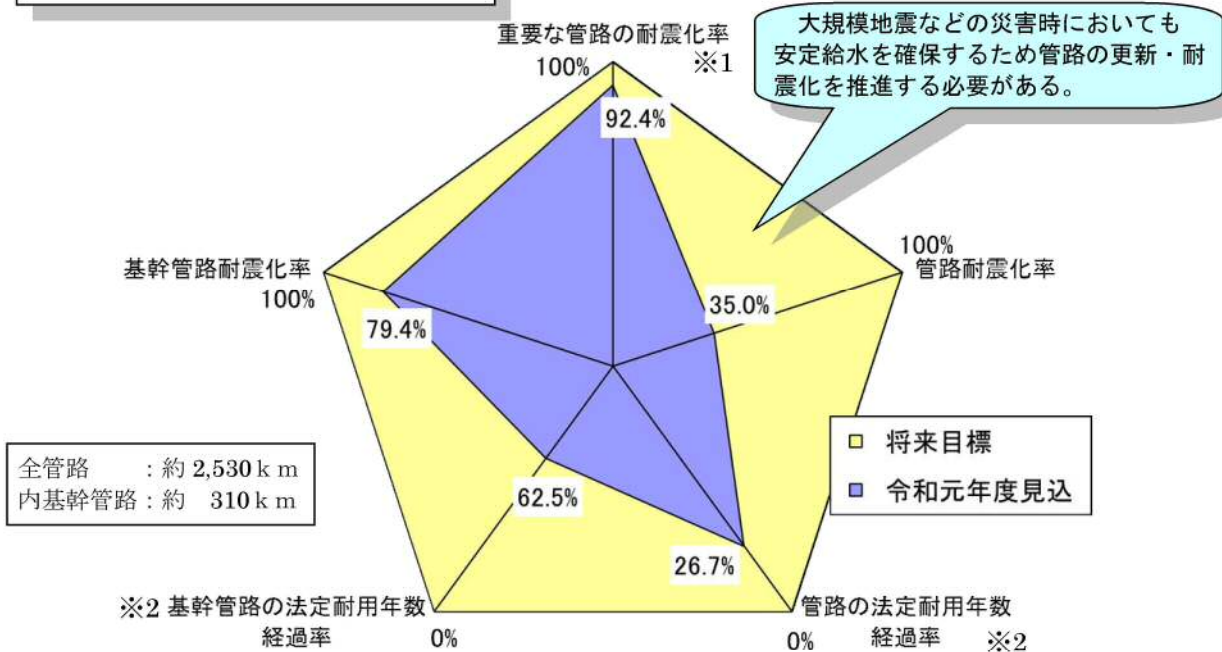
■ 要請の背景

- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、経年化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 川崎市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっており、また、経年化した基幹管路の更新には、中大口径管路であることから特に多額の事業費を要します。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約91億円（国費 約1.7億円）

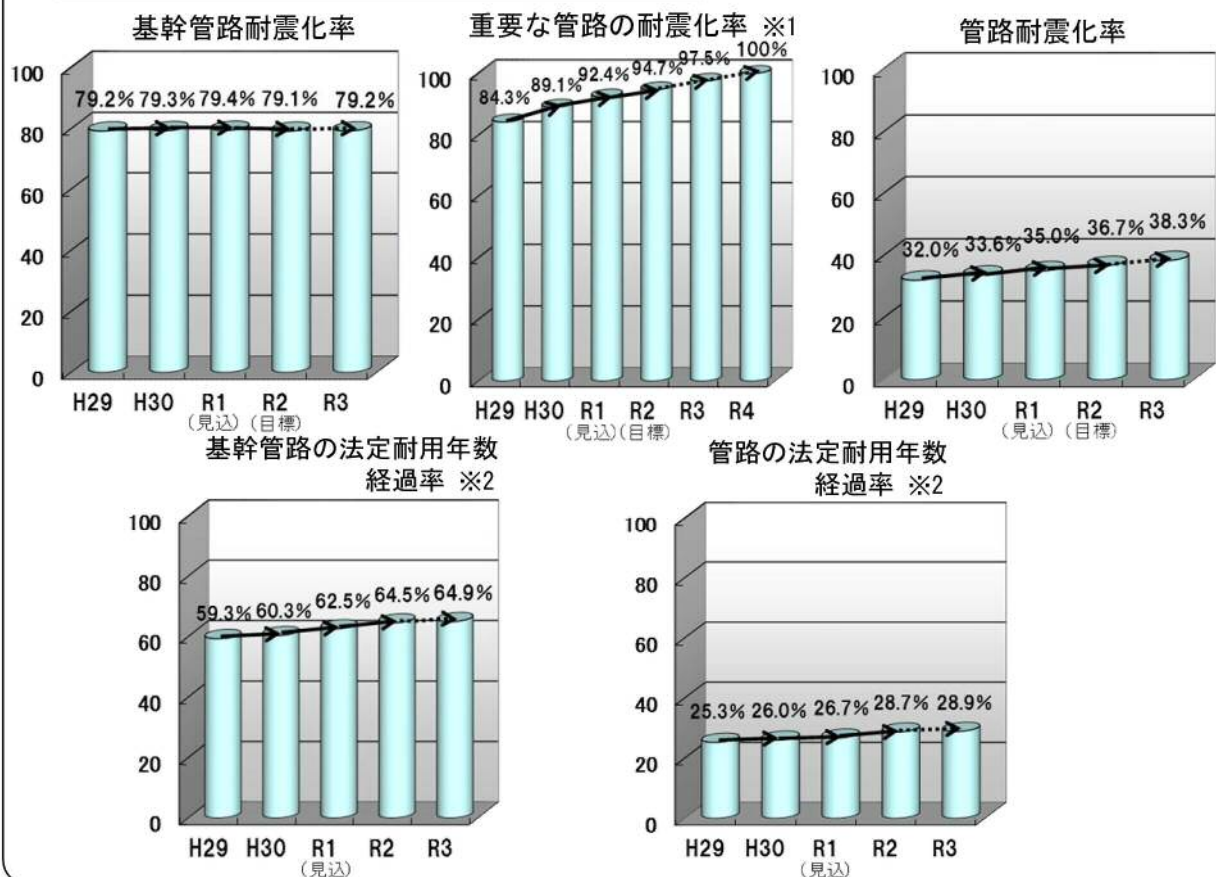
川崎市水道事業の計画と現状



※1：重要な管路とは、重要給水施設（避難所、医療機関）への供給ルートの管路や、老朽管（350mm 以下の铸铁管、鋼管、ビニル管）と位置付け、耐震化を進めている。

※2：本指標は管路の経年化の状況を示すものであり、管路の更新は実質的な耐用年数以内とすることを目標としている。

川崎市水道事業の現状と令和2年度目標値



この要請文の担当課／上下水道局水道部水道計画課 TEL044-200-2496

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化等、水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策・ゲリラ豪雨対策について、必要な財政措置を講ずること。また、緊急対策期間後も、必要な財政措置を継続すること。
- 2 安定した下水道サービスを継続して提供するため、老朽化した管きよの再整備に係る交付金事業制度を創設すること。
- 3 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、更には温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 4 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

- 令和元年度予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、防災・安全対策に係る事業に重点的な財政措置が講じられました。一方で、自然災害による被害を防止・最小化するためには、緊急対策期間後も引き続き対策を推進することが求められるため、緊急対策期間後も継続的な財政措置が必要です。
- 管きよの再整備に係る交付金事業制度については、布設から50年以上を経過した管きよの改築を対象とした「下水道老朽管の緊急改築推進事業」が平成29年度末で終了となりましたが、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるためには、今後も交付金制度を活用して着実に改築を推進することが必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

■ 費用

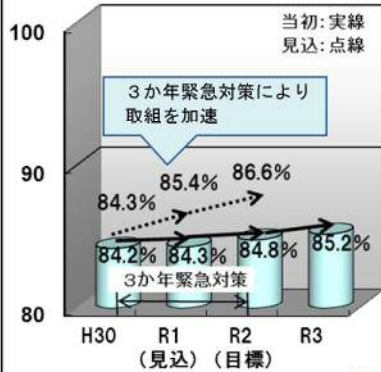
- 令和2年度計画事業費 約190億円（国費 約60億円）

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の主な取組

自然災害による被害を防止・最小化するためには、継続的な対策の推進が必要

○ 重要な管きょ（※1）の耐震化

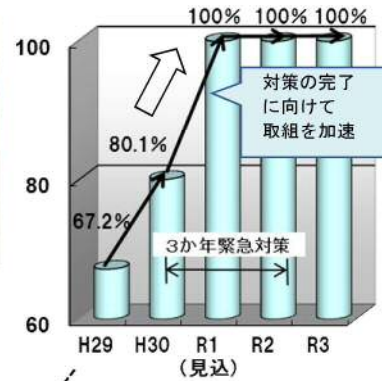
川崎駅以北の地域の耐震化率



緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策

川崎駅以北

川崎駅以南の地域の耐震化率



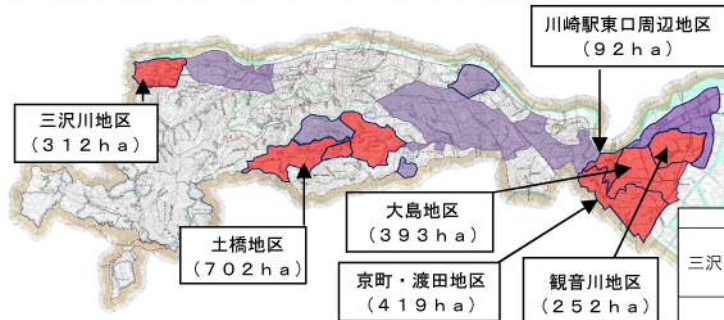
川崎駅以北の地域は、平成30年度より管きょの耐震化に着手し、緊急対策期間に取組を加速する。



※1 緊急輸送路下の管きょ、避難所と水処理センターを結ぶ管きょ等

川崎駅以南の地域は、令和元年度までに対策を完了させる。

○ 浸水対策重点化地区（※2）における整備推進



※2 市内全域の浸水シミュレーション結果から、浸水被害の大きさと起こりやすさに着目し、比較的浸水リスクが高いことが確認された地区

【整備目標】

- ・10年確率降雨（58mm/h）⇒浸水を解消
- ・既往最大降雨（92mm/h）⇒床上浸水を解消

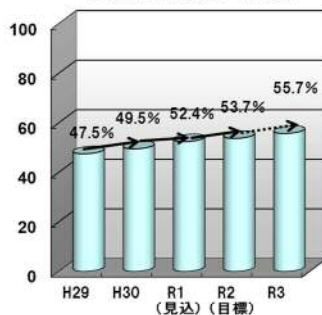
緊急対策期間に事業着手を前倒し

	H30	R1	R2	R3
三沢川地区	当初 設計	工事着手		
	実績 設計	工事着手		
土橋地区	当初	設計	工事着手	
	見込	設計	工事着手	
その他の重点化地区	当初	設計	工事着手	
	予定	設計	工事着手	

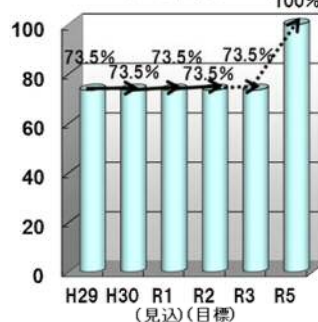
その他の事業における令和2年度目標値

- ※3 川崎駅以南の管きょ再整備重点化地域を対象とする
 ※4 高度処理として取扱うことのできる処理方法を含む

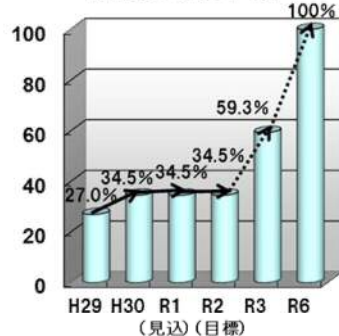
管きょ再整備率（※3）



合流改善率



高度処理普及率（※4）



下水道施設の改築への国費負担の継続について

【財務省・国土交通省】

■ 要請事項

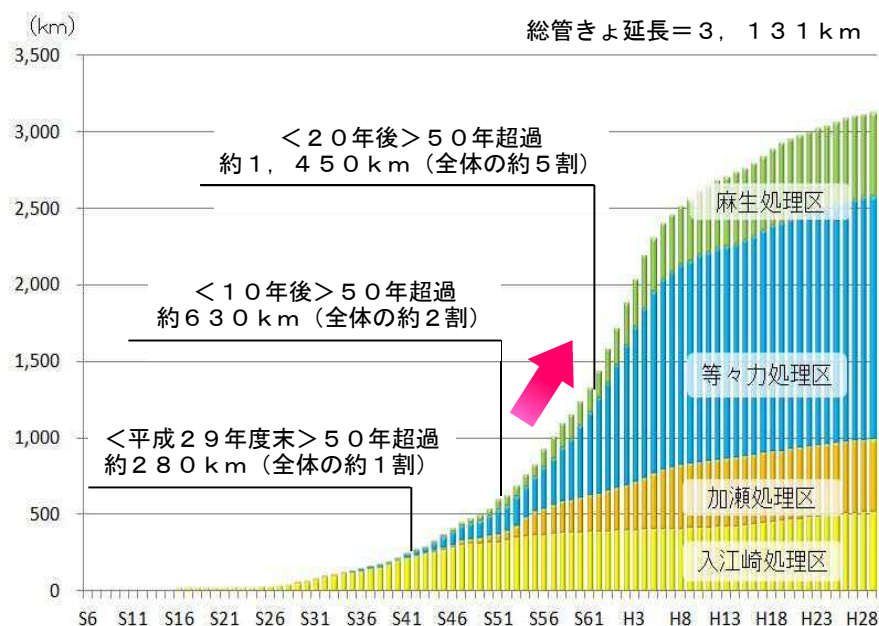
下水道施設の改築に係る国費負担について、都市の安全や安心を確保するため、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に継続すること。

■ 要請の背景

- 平成29年度の財政制度等審議会において、下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について、排出者が負担すべきとの考えが提示されました。
- 下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であり、水質汚濁防止法でも国の責務が明示されています。また、その国費負担は地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法では、施設の設置に加えて改築も国庫補助の対象としています。
- 本市を含めた地方公共団体では、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねていますが、下水道事業は現行の国庫補助制度を前提として運営してきていることから、下水道施設の改築への国費負担がなくなった場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるとともに一般会計への負担も増加することが懸念されます。
- 仮に、使用料の引上げを実施した場合は、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。また、公共性の観点から利用が義務付けられる使用料の引上げは、市民の理解が得難く、引上げが行えない場合には、施設の改築が滞り、都市部における道路陥没やトイレの使用停止など、市民生活に重大な影響が及ぶことが懸念されます。
- 今後も市民が安全で安心な社会生活を継続するため、下水道の公共的役割に対する国の責務は新設時も改築時も変わるものではないことを踏まえ、下水道施設の改築に対する国費負担を確実に継続すべきです。

川崎市における下水道施設の状況

○ 下水管きょの年度別累計延長(平成29年度末)



老朽化により破損した下水管きょの内面



下水管きょの老朽化に起因する道路陥没



過去5年間で約200件の
道路陥没が発生

○ 処理場・ポンプ場の経過年数(平成29年度末)

処理場

No.	施設名	経過年数
1	入江崎水処理センター(一部再構築済み)	57
2	加瀬水処理センター	45
3	等々力水処理センター	36
4	麻生水処理センター	29
5	入江崎総合スラッジセンター	23

ポンプ場

No.	施設名	経過年数
1	六郷ポンプ場(一部再構築実施中)	83
2	渡田ポンプ場(再構築実施中)	75
3	京町ポンプ場	66
4	古市場ポンプ場	65
5	観音川ポンプ場	65
6	大師河原ポンプ場(再構築実施中)	63
7	小向ポンプ場	62
8	加瀬ポンプ場	57
9	大島ポンプ場	57
10	丸子ポンプ場	56
11	登戸ポンプ場	54
12	戸手ポンプ場	51
13	天王森ポンプ場	45
14	等々力ポンプ場	45
15	渋川ポンプ場	43
16	江川ポンプ場	30
17	久末ポンプ場	27
18	蟹ヶ谷ポンプ場	27
19	踊場ポンプ場	27

老朽化によるゲート設備の劣化



硫化水素による槽内部の劣化



処理場・ポンプ場全24施設の
うち13施設がすでに50年を
超えており、10年後には17施設
(全施設の約70%)が50年を
超える見込みとなっている。
健全な下水道機能を継続的に維持
していくためには、改築への国費
負担の継続が必要不可欠である。

「働き方改革」と「生産性向上」の一体的な推進及び若者の職業的自立支援の推進について

【厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 中小企業の経営基盤を揺るがす深刻な人手不足の解消を図るため、中小企業の「働き方改革」と「生産性向上」の一体的な推進を支援する取組に対し、財政措置を講ずること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的に若年者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化とするとともに、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費すべての財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

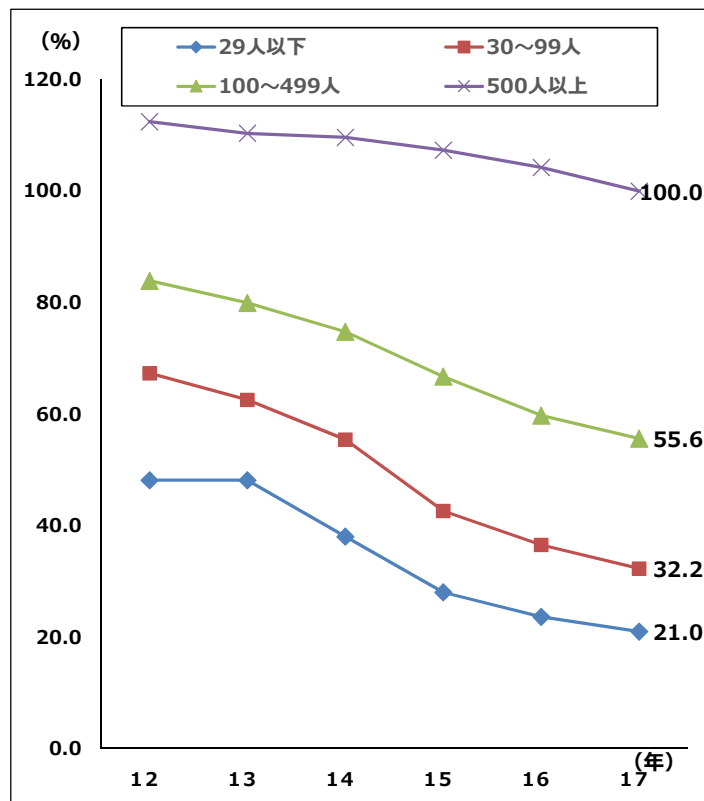
- 景気のゆるやかな回復に伴い雇用情勢は改善していますが、中小企業における人手不足は全国的に深刻化しており、本市調査においても市内企業の経営課題のトップは人手不足となっています。また、長時間労働の是正や育児・介護休暇制度などの労働条件・職場環境の整備状況が、大企業と比較し中小企業における取組が大きく遅れています。
- 本市では、こうした人手不足の解消を図るため、国の生産性革命・集中投資期間と併せて、働き方改革と生産性向上を一体的に支援する取組を進め、業種ごとの先進事例の創出を目指しており、こうした先導的な取組に対して国が財政措置を講じ、幅広い業種での優れた事例が生み出されることは、国内の多数の中小企業の取組を強力に後押しするものとなります。
- 内閣府「子供・若者白書」によると、若年無業者数が全国で 71 万人と推計されるとともに、平成 22 年度に設置した「かわさき若者サポートステーション」の登録者数も高止まりの状態が続くなど深刻な状況にあります。また、登録者それぞれの状況に応じた継続的かつ積極的な支援が必要などありますが、地域若者サポートステーションの国からの運営委託期間が単年度であること、支援プログラムの一部が地方公共団体の役割となっていることから、安定的かつ発展的な運営が困難な状況となっています。

このことから、集中投資期間終了後も、国の責任において働き方改革と生産性革命に向けた支援に取り組むとともに、国からの運営委託期間を複数年度とし、地方公共団体の役割とされている「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

■ 効果等

- 幅広い業種の中小企業の働き方改革・生産性向上が進展し、経済の活性化を実現します。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来、社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、安定的に就労・自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 従業員規模別高校卒業者の充足率の推移(全国)



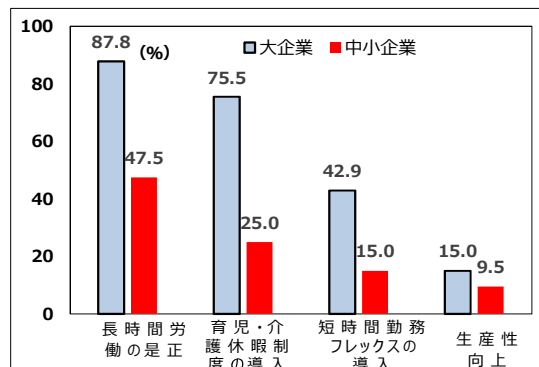
(出典) 厚生労働省「新規学卒者の職業紹介状況」

2 市内企業の今後事業を行っていく上での課題



(出典) 川崎市「市内産業の実態調査アンケート」(平成30年度)

3 市内企業の働き方改革の取組状況



(出典) 平成30年川崎市労働状況実態調査

4 本市の市内中小企業を対象とした働き方改革・生産性向上の支援内容

意識醸成・掘り起こしに向けた支援

- 働き方改革・生産性向上の取組のアイデアを学べるセミナー等の開催
- 研修受講や資格取得など、社員の人材の育成に繋がる取組への助成
- 業種ごとの課題に応じて解決を支援するための専門家等による無料の伴走型の支援

実践・導入促進支援

- ITツールやシステム導入等にかかる経費の助成
- 生産性向上等につながる設備投資への制度融資による資金調達の支援
- 働き方改革・生産性向上に繋がる先進性や波及効果が高い事業の実施支援(モデル事業の実施)

広報・先進的な普及促進に向けた支援

- 就職説明会への出展やPR資料・動画の製作等の人材確保の取組への助成
- 先進企業表彰、先進企業と求職者とのマッチング
- 成功事例の見える化、事例集、PR動画制作の実施

5 かわさき若者サポートステーション(コネクションズかわさき)の登録者数と若年無業者数(全国)の推移



近年、高止まりの状態が続いている。

若年無業者数(全国)の推移

(出典) 内閣府「子供・若者白書」

※1 このグラフの数値は、15~39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

この要請文の担当課/経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

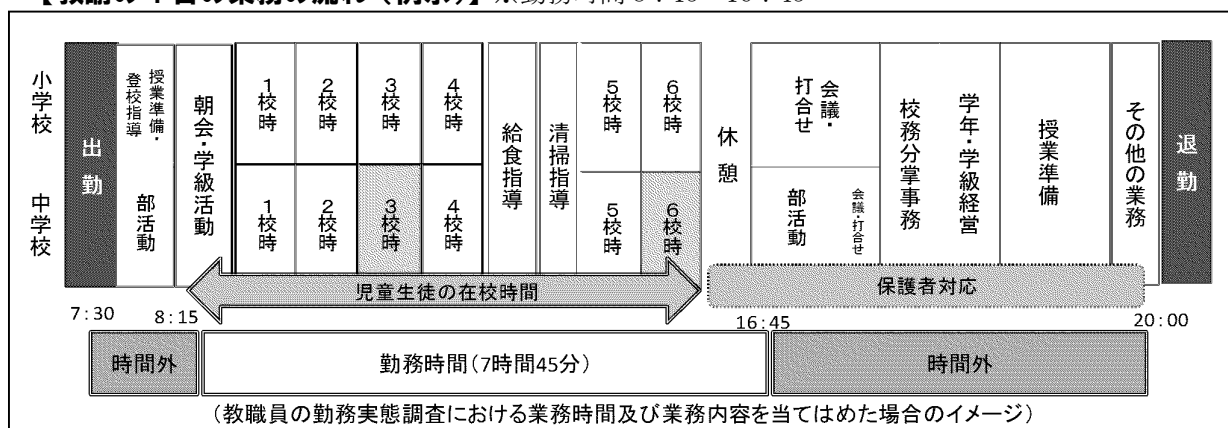
- 1 学校における働き方・仕事の進め方改革を確実に推進することで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、35人以下学級の推進や小学校の専科指導の充実など、義務標準法の改正による定数改善を実施すること。
- 2 いじめ・不登校等への早期発見・早期対応や子どもたちが抱えるさまざまな課題の解決に資するため、児童支援を専任する教員を定数として措置すること。

■ 要請の背景

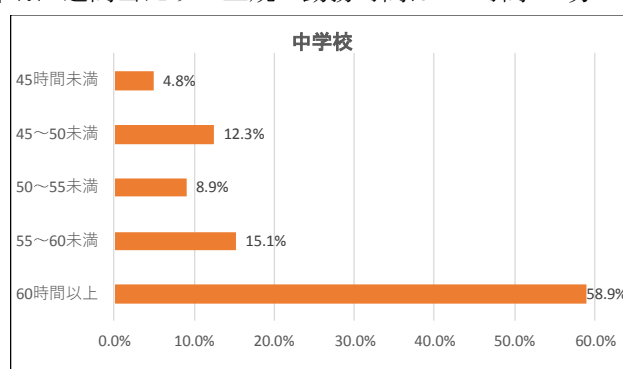
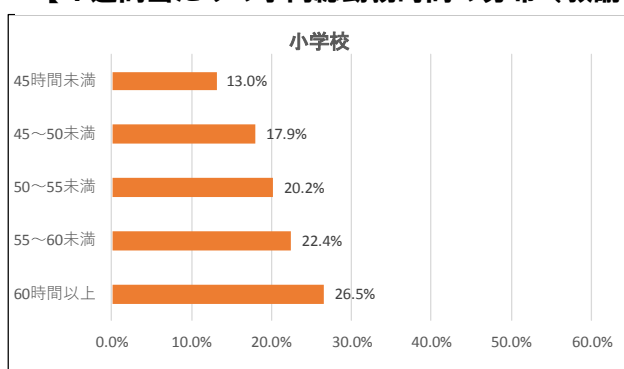
- 学校現場では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭など、教育的ニーズが多様化するとともに、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒の増加など、さまざまな教育課題への対応が求められています。また、教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に実施した本市教職員の勤務実態調査結果でも、本市の教員の長時間勤務の実態が改めて確認できたところであり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。
- また、本市では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全小学校で児童支援コーディネーターを専任化していますが、児童支援コーディネーターの定数を全小学校に配置するのは困難であり、多くの小学校では、児童支援業務に専念できるよう、担当授業時間数等を軽減するための非常勤講師を配置している状況です。
- 国においては、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するため、義務標準法の改正による教職員定数の改善を進めるとともに、児童が抱える諸問題に適切に対応するため、児童支援を専任する教員の定数措置を図るよう要請します。

■ 現状

【教諭の1日の業務の流れ（例示）】※勤務時間 8：15～16：45



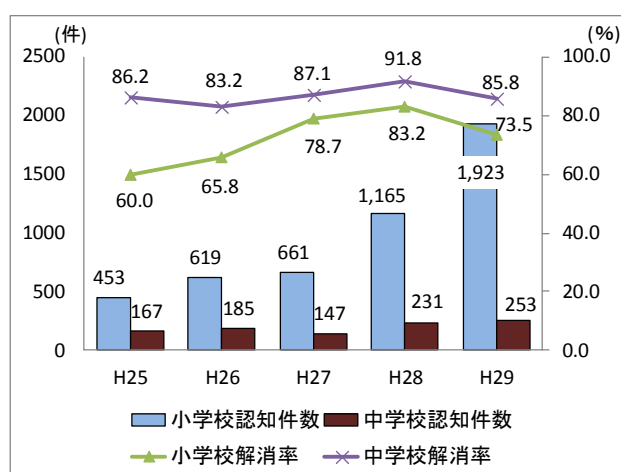
【1週間当たりの学内総勤務時間の分布（教諭）】※1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分



■ 効果等

- 教員が心身ともに健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備し、子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、学校教育の充実が図られる。
- 児童支援コーディネーターを専任化することで、丁寧な見取りによりいじめの認知件数が増加するとともに、校内支援体制が構築され、支援の必要な児童の課題改善率も上昇傾向にあります。

【いじめ認知件数及び解消率】



【支援の必要な児童の課題改善率】

